

第 22 期第 1 回福島県内水面漁場管理委員会

資 料

福島県内水面漁場管理委員会

目次

議案

第1号	会長、会長代理の互選について	1
第2号	遊漁規則変更認可（内共第8号）について（諮問）	
	諮問文（写）	2
	遊漁規則変更新旧対照表	3～4
	遊漁規則変更認可に係る審査一覧	5
	遊漁規則認可基準	6
	答申文（案）	7
第3号	令和7年度目標増殖量について	
	令和7年度目標増殖量について	8～10
	令和7年度目標増殖量（案）	11
第4号	コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について（協議）	
	コイヘルペスウイルス病等について	12
	令和7年度の委員会指示・告示（案）	13

報告事項

ア	漁業権に係る資源管理状況等の報告について（報告）	
	報告文（写）	14
	漁業権に係る資源管理状況等の報告について	15
	資源管理状況等の取組み一覧（令和5事業年度）	16
	遊漁承認証販売枚数（令和5事業年度）	17
	目標増殖量に対する漁場別増殖実績（令和5事業年度）	18～21
	生産状況の概要（令和5年）	22
イ	令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について（報告）	
	次第	23
	令和7年度提案項目案	24～48
	令和7年度提案項目（案）についての意見	49～52
	全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員について（案）	53
	全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会開催予定（案）	54

会長、会長代理の互選について

【根拠法令】

漁業法（抄）

（構成）

第 137 条 （略）

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

3～6 （略）

（準用規定）

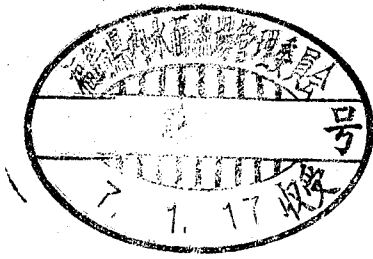
第 173 条 第 137 条第 2 項から第 6 項まで、第 138 条第 4 項、第 140 条から第 146 条まで、第 157 条、第 159 条及び第 160 条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。（以下、略）

漁業法施行令（抄）

（会長の職務）

第 13 条 （略）

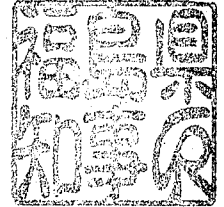
2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。



6 生流第 4030 号
令和 7 年 1 月 17 日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第 8 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者

木戸川漁業協同組合代表理事組合長 松本 秀夫

2 遊漁規則変更の内容

- （1）手釣及び竿釣に係る遊漁料（1 日）の変更
- （2）現場加算額の変更
- （3）オンラインによる遊漁料の納付方法を追加

3 添付書類

- （1）遊漁規則変更新旧対照表
- （2）遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主査 新関 電話 024-521-7379）

木戸川漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表（案）

新			旧		
第1条～第6条 略			第1条～第6条 略		
(遊漁料の額及び納付方法)			(遊漁料の額及び納付方法)		
第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは <u>1,000円</u> を加算した額とする。			第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは <u>200円</u> を加算した額とする。		
魚種	漁具、漁法	遊漁料	魚種	漁具、漁法	遊漁料
全魚種	手釣、竿釣	1日 1,000円 1年 4,000円 1年（中学生） 900円	全魚種	手釣、竿釣	1日 900円 1年 4,000円 1年（中学生） 900円
全魚種	手釣、竿釣、投網、さで網、たも網	1年 6,000円	全魚種	手釣、竿釣、投網、さで網、たも網	1年 6,000円
2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、中学生及び肢体不自由者以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)木戸川漁業協同組合事務所 (2)木戸川漁業協同組合遊漁承認証取扱所 (3)組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)			2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、中学生及び肢体不自由者以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)木戸川漁業協同組合事務所 (2)木戸川漁業協同組合遊漁承認証取扱所 _____ _____		
第8条 略			第8条 略		
(遊漁承認証に関する事項)			(遊漁承認証に関する事項)		
第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 (1)承認を受けた者の氏名、住所、年齢 (2)承認期間 (3)魚種 (4)漁具・漁法			第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 _____ _____を遊漁者に交付するものとする。 (1)承認を受けた者の氏名、住所、年齢 (2)承認期間 (3)魚種 (4)漁具・漁法		

木戸川漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表（案）

新	旧
(5) 遊漁区間 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所、<u>組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員</u>において行うものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第10条～第12条 略 <u>付則</u> 1 この規則は、行政庁の認可を受けた日から効力を有する。 2 この規則は、行政庁からその内容を変えない範囲の語句の訂正があった場合には、その訂正されたものとする。	(5) 遊漁区間 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所 _____ _____において行うものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第10条～第12条 略 _____ _____ _____

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者		内共第8号 木戸川漁業協同組合									
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 遊漁料算定方法 5 遊漁料完全徴収のための方策 6 総代会議事録謄本 7 総代会議案書									
変更内容		第7条第1項中、手釣及び竿釣に係る遊漁料（1日）の変更と現場加算料の変更 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>変更後</th><th>変更前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手釣、竿釣（1日）</td><td>1,000 円</td><td>900 円</td></tr> <tr> <td>現場加算額</td><td>1,000 円</td><td>200 円</td></tr> </tbody> </table> 第7条第2項及び第9条第2項に、オンラインによる遊漁料の納付方法を追加		変更後	変更前	手釣、竿釣（1日）	1,000 円	900 円	現場加算額	1,000 円	200 円
	変更後	変更前									
手釣、竿釣（1日）	1,000 円	900 円									
現場加算額	1,000 円	200 円									
変更理由		組合員の高齢化や脱退が進み、組合員数が大幅に減少しており、賦課金や遊漁料の事業収入の減少が著しいため、遊漁料の改定により収益向上を図る。 アユ目標増殖量を参考にした適正量の放流、遊漁承認証オンライン化導入による利便性向上により遊漁料完全徴収を図ることとするが、資材等高騰により増殖に係る費用が増大しているため、現場加算額を増額する。 遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促すとともに、管理負担減による収益性の改善が見込まれる。									
50 水産業協同組合法第48条、第52条関係	総会の議決	令和6年8月31日（土）									
	組合員数	176 名									
	出席した組合員数	123 名 （書面議決 96 名、本人出席 22 名、委任状 5 名）									
	賛成者数	122 名（議長除く） （書面賛成 101 名、本人出席賛成 21 名）									
	適否	適									
第5項関係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	— （遊漁料及び現場加算額の変更のため対象外）									
	遊漁料の額が適当であることの適否	適（県の遊漁規則認可基準を満たす）									

遊 漁 規 則 認 可 基 準

1 遊漁を不当に制限しないものであること。

(1) 次の事項につき組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。

ただし、漁具漁法については、漁業権行使規則により組合員の行使者の資格及びその他の制限をしている場合は、この限りでない。

ア 漁場区域

イ 採捕期間

ウ 全長制限

エ 漁具漁法

オ その他

2 遊漁料の額が妥当なものであること。

(1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行っただうえでも、なお必要と判断される場合であること。

ア 一般管理費の経費節減

イ 増殖事業の適正化

ウ 組合費（組合員賦課金及び漁業料を言う。以下同じ。）の完全徴収

エ 遊漁料完全徴収のための方策

(2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。

(3) 同種漁業につき、遊漁料の額（現場加算額を除く。）が次の範囲内であること。

ア 組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下（特別料金を除く。）であること。

(4) 一日利用料金が設けられていること。

(5) 一日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。

(6) 現場加算額の増額改定は、2（1）イ及びエの改善を行っただうえでも、なお必要と判断される場合であること。

(7) 現場加算額は、一日利用料金を上回るものでないこと。

(8) ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。

(付 則)

1 この基準は、平成5年3月15日から施行する。

2 遊漁規則認可基準（昭和50年6月20日）は、廃止する。

(付 則)

1 この基準は、平成25年7月16日から施行する。

(付 則)

1 この基準は、令和2年2月13日から施行する。

6 内水漁管委第 号
令和 7 年 2 月 日

福 島 県 知 事 様

福島県内水面漁場管理委員会長

遊漁規則変更認可（内共第 8 号）について（答申）

令和 7 年 1 月 17 日付け 6 生流第 4030 号で諮問のありましたこのことについて、委員会の意見は下記のとおりです。

記

令和7年度目標増殖量について

1 目標増殖量の概要

(1) 漁業権

漁業法に基づく、「漁業権」とは、行政庁の行政行為である免許により取得される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利。

(2) 内水面における第五種共同漁業権の免許

内水面における第五種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない（漁業法第168条）。

(3) 目標増殖量の決定

「漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。委員会が目標増殖量を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力（有害生物の防除の実施等に伴う追加経費負担の状況も含む。）等を十分勘案し、適切なものとするよう考慮する（令和4年4月14日4水管第57号水産庁長官「海区漁場計画の作成等について」第4の3（7）の5のイ）。

2 県内合計増殖実績（平成25年度～令和5年度）

漁業権魚種		目標増殖量 (R5)												5年度 達成率 (%)
魚種名	単位		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
こい	kg	2,740	2,243	4,523	3,321	2,358	2,311	2,402	2,394	2,674	5,194	4,514	4,735	173
ふな	kg	2,087	2,200	2,712	2,710	2,170	2,220	2,319	2,311	2,506	2,881	2,941	1,110	53
あゆ	kg	11,277	11,425	12,596	11,370	11,704	12,215	13,189	13,544	11,565	13,817	13,053	8,843	78
うぐい	尾	172,820	328,287	447,770	333,882	251,249	304,414	311,848	322,535	342,731	381,464	511,760	311,966	181
産卵場	箇所	12	10	19	19	19	24	24	30	21	22	22	15	125
いわな	尾	308,280	565,310	600,120	648,337	683,305	694,201	740,467	568,934	729,928	675,027	622,273	574,387	186
やまめ	尾	351,120	501,230	634,526	537,910	534,334	624,907	595,592	564,619	696,374	626,440	638,940	532,158	152
ひめます	尾	19,320	170,000	100,000	190,000	166,000	105,000	105,000	150,000	110,000	0	0	110,000	569
わかさぎ	万粒	10,740	17,180	48,670	64,714	31,020	31,628	32,321	38,590	27,510	32,962	13,380	28,334	264
うなぎ	kg	98	15	87	90	104	125	125	125	130	207	163	446	455

3 目標増殖量変更の経過

表1 目標増殖量変更の経過

年度	魚種	内容
平成19年度	全魚種	平成16年度の70%
平成22年度	あゆ	平成16年度の50%
平成23年度	うぐい	一部尾数から産卵場造成へ振替
平成26年度	あゆ、うぐい	漁業権切替による漁業権対象魚種の追加と削除の対応 水試漁場評価により一部減
平成29,31年度	うぐい	一部尾数から産卵場造成へ振替
令和3年度	うぐい	一部産卵場造成から尾数へ振替
令和5年度	こい・ふな いわな・やまめ・ひめます うなぎ・うぐい	漁業権切替による見直し 平成26年度の50% 平成26年度の60% 平成26年度の40%

表2 目標増殖量見直しの経過

年度		H16	H19	H22	H23	H26	H29	H31	R 3	R 5
		漁業権切替の対応	全魚種 H16の70%	あゆ H16の50%	うぐい 増殖方法の振替	漁業権切替の対応	うぐい 増殖方法の振替	うぐい 増殖方法の切替	うぐい 増殖方法の切替	こい・ふな H26の50% いわな・やまめ・ひめます H26の40% うなぎ・うぐい H26の60%
魚種	数量									
こい	kg	8,520	5,964	→	→	5,474	→	→	→	2,740
ふな	kg	6,360	4,452	→	→	4,172	→	→	→	2,087
あゆ	kg	23,654	16,557	11,827	→	11,277	→	→	→	11,277
うぐい (産卵場)	尾 箇所	729,500 11	484,900 12	→	469,500 16	458,800 21	453,800 24	426,300 34	429,300 31	172,820 12
いわな	尾	693,000	513,000	→	→	513,800	→	→	→	308,280
やまめ	尾	771,000	585,200	→	→	585,200	→	→	→	351,120
ひめます	尾	46,000	32,200	→	→	32,200	→	→	→	19,320
わかさぎ	万粒	13,000	10,640	→	→	10,740	→	→	→	10,740
うなぎ	kg	270	195	→	→	245	→	→	→	98

4 令和7年度目標増殖量の設定に係る事務局方針（案）

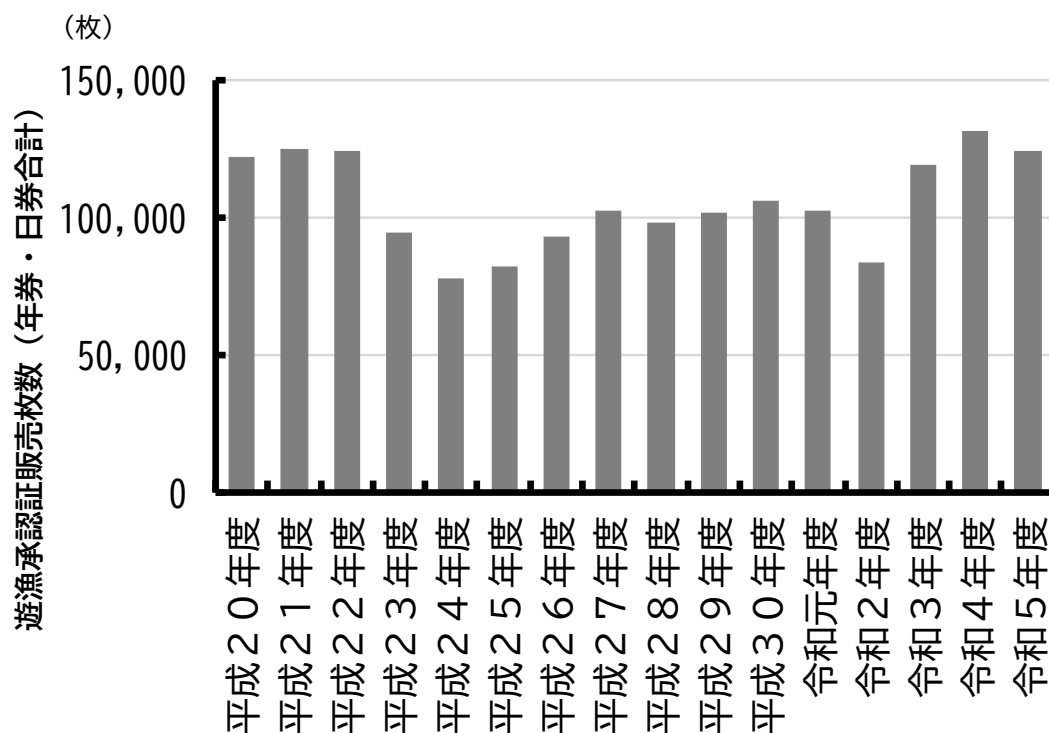
- ・令和5年度の漁業権切替に伴い、あゆ、わかさぎ以外の魚種について、目標増殖量を大幅に減量する見直しを行った。
- ・遊漁承認証の発行枚数は、震災以降落ち込んでいたが、最近は震災前の水準まで回復してきている。
- ・組合員の減少、種苗費の高騰等により、経営状況が厳しい漁業協同組合もあるが、遊漁者を呼び込んでいくためには、増殖により資源を維持していく必要がある。
- ・以上のことから、令和7年度目標増殖量は令和6年度と同様の数量とする。

<参考>

※目標増殖量の設定方法：有効放流量の値を参考に、過去の実績、漁業協同組合の経済的負担能力等を勘案して設定する。

有効放流量：漁場を有効に利用することが期待される種苗の放流量
 （適地面積×魚種ごとの放流基準により算出）

※遊漁承認証の発行枚数の推移



5 令和7年度目標増殖量（案）

別表のとおり。

令和 7 年度目標増殖量（案）

漁業権番号	河川名	漁業権者名	こ	い	ふ	な	あ	ゆ	う　　ぐ　　い		い	わ	な	や	ま	め	ひめます	わかさぎ	う	な	ぎ	もくずがに	かわえび				
									種苗放流	産卵場造成																	
			kg		k	g		k	g		尾		箇所		尾		尾		万粒		k	g		尾		k	g
内共第 1 号	真野川	真野川漁業協同組合	21		21		126		560		－		1, 680		6, 300		－		100		3		1, 450		－		－
内共第 2 号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	53		7		180		1, 120		－		630		8, 400		－		－		4		－		－		－
内共第 3 号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	18		7		35		560		－		630		3, 360		－		5		1		－		－		－
内共第 4 号	請戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合 泉田川漁業協同組合	28		28		550		1, 400		－		4, 620		42, 000		－		70		8		1, 970		19		
内共第 5 号	熊川	熊川漁業協同組合	－		－		120		280		－		－		5, 040		－		－		－		－		－		－
内共第 6 号	富岡川	富岡川漁業協同組合	－		－		75		1, 820		－		1, 260		2, 100		－		－		2		－		－		－
内共第 7 号	井出川	木戸川漁業協同組合	－		－		45		－		－		3, 360		3, 360		－		－		－		－		－		－
内共第 8 号	木戸川	木戸川漁業協同組合	14		－		250		280		－		12, 600		14, 700		－		－		6		－		－		－
内共第 9 号	夏井川	夏井川漁業協同組合	70		105		250		8, 400		－		2, 100		33, 600		－		－		3		－		－		－
内共第10号	鮫川	鮫川漁業協同組合	46		46		900		3, 640		－		4, 200		16, 800		－		－		8		－		－		－
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	1, 400		525		1, 200		56, 000		－		23, 520		39, 900		－		303		28		－		－		－
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	25		－		674		980		2		－		25, 200		－		－		3		－		－		－
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	32		525		－		37, 410		1		10, 500		4, 200		－		1, 200		－		－		－		－
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	18		18		－		2, 800		－		13, 440		9, 240		－		1, 470		－		－		－		－
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	14		14		－		－		－		5, 040		3, 360		－		700		－		－		－		－
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	105		105		－		－		－		22, 260		13, 440		－		5, 390		－		－		－		－
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	175		175		－		2, 240		－		8, 820		5, 460		－		－		－		－		－		－
内共第18号	阿賀川・日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	350		350		－		14, 000		－		16, 800		8, 400		－		－		－		－		－		－
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	－		－		1, 189		1, 420		2		21, 000		12, 600		－		70		3		－		－		－
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	－		－		855		1, 600		2		21, 420		15, 540		－		700		－		－		－		－
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	91		－		－		2, 620		－		10, 080		6, 300		－		－		－		－		－		－
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	－		－		－		－		－		－		－		19, 320		－		－		－		－		－
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	－		－		300		1, 680		－		6, 720		6, 720		－		－		－		－		－		－
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	70		－		－		1, 350		1		14, 700		20, 160		－		1, 260		－		－		－		－
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	－		－		3, 500		10, 560		4		67, 200		25, 200		－		－		－		－		－		－
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	－		－		－		－		－		18, 900		4, 200		－		－		－		－		－		－
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	105		70		－		3, 360		－		14, 280		14, 280		－		140		－		－		－		－
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	－		－		－		－		－		2, 520		1, 260		－		－		－		－		－		－
合計			2, 635		1, 996		10, 249		154, 080		12		308, 280		351, 120		19, 320		11, 408		69		3, 420		19		

コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び
当該指示に基づく水域の指定について

1 コイヘルペスウイルス (Koi herpesvirus、KHV) 病

- (1) 特 徴 KHV病はマゴイとニシキゴイにだけ感染。死亡率が高い。
- (2) 発生地区 平成10年イスラエルで発生。英国、インドネシア等に拡大。
- (3) そ の 他 持続的養殖生産確保法の特定疾病に指定。
同法に基づくまん延防止措置が求められている。

2 全国及び県内におけるKHV病発生状況

(1) 全国の発生状況

平成15年に96件発生し、平成16年には910件と大幅に増加した。平成17年以降は減少傾向を示し、平成21年以降は100件を下回り、令和5年は14件(図1)だった。(農林水産省調べ)

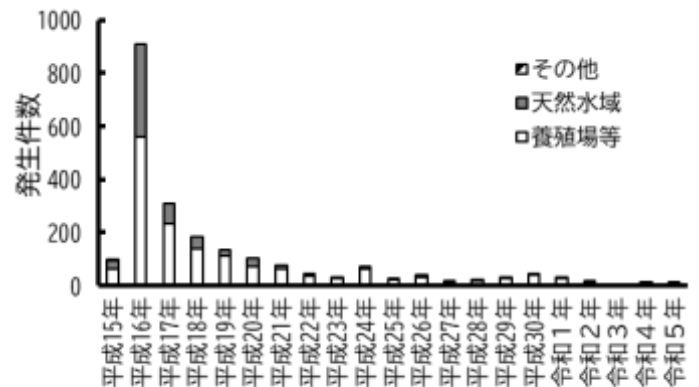


図1 全国のKHV病発生状況

(2) 県内の発生状況

平成16年に5件発生し、平成17年には18件と大幅に増加した。平成21年以降は発生がなかったが、平成30年に相双地方の公園内の池で1件発生した。令和6年に県中地方の公園内の池で1件発生した(図2)。

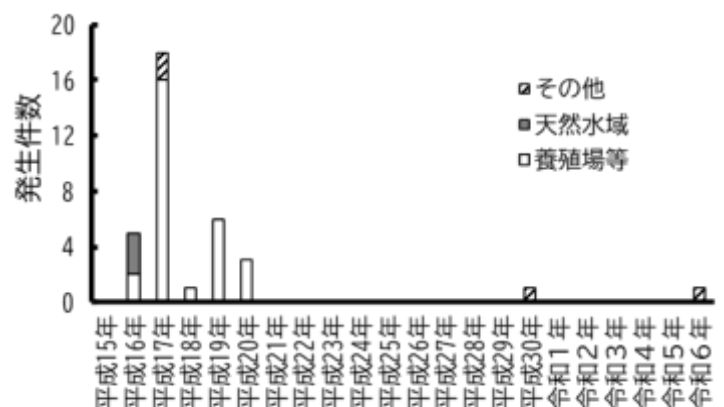


図2 県内のKHV病発生状況

3 コイの内水面養殖業収穫量

福島県のコイ養殖業収穫量は、平成20年以降1,000トン前後で推移していたが、令和5年は534トンであった。全国の収穫量でみると、福島県は、茨城県に次いで全国2位だった(図3)。

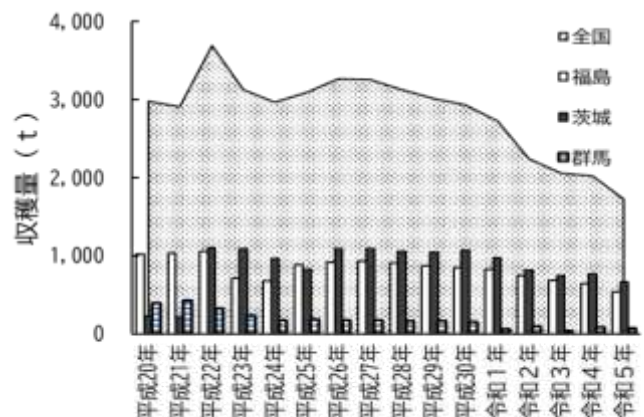


図3 コイの収穫量

4 既発生水域について

国のコイヘルペスウイルス病防疫指針(以下、「指針」)において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置付けており、県内では阿武隈川水系が該当する。指針において、河川・湖沼の既発生水域を解除する要件は示されていない。

令和7年度の委員会指示・告示（案）

福島県内水面漁場管理委員会指示第 号

コイの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第一百七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和七年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 ○ ○ ○ ○

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

- (一) 公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するコイを持ち出してはならない。
- (二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

- (一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。
- (二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。
- (三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイについては、適用しない。

二 指示の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第 号

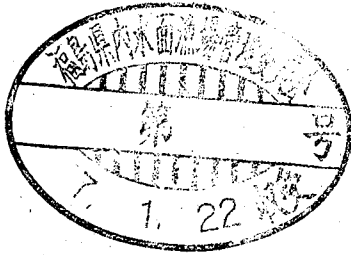
コイの持ち出し等について指示する件（令和七年福島県内水面漁場管理委員会指示第号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和七年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 ○ ○ ○ ○

阿武隈川本流及び支流



6 生流第 4093 号
令和 7 年 1 月 22 日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事
(公印省略)

漁業権に係る資源管理状況等について（報告）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 90 条第 1 項の規定に基づき漁業権者から報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況及び漁場の活用の状況等については別紙のとおりであり、いずれの漁場も適切かつ有効に活用されていることを確認した。
- 2 各漁業権者に対する法第 91 条第 1 項の規定に基づく指導の必要はない。

（事務担当 農林水産部水産課 主査 新関 電話 024-521-7379）

漁業権に係る資源管理状況等の報告について

令和 7 年 1 月 22 日
福島県農林水産部水産課

1 概要

漁業権を有する者（以下、漁業権者）は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）第 28 条第 1 項に基づき、1 年に 1 回以上、漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされている。

知事が受けた報告事項について内水面漁場管理委員会に漁業法第 91 条の規定による指導及び勧告等に関する必要な報告を漁業法第 90 条第 2 項の規定に基づき行うもの。

2 根拠規定

漁業法第 90 条第 2 項、漁業法施行規則第 28 条第 3 項

3 報告方法

（1）照会

ア 内水面共同漁業権

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（照会）（令和 6 年 9 月 25 日付け 6 生流第 2625 号）」

イ 内水面区画漁業権

「漁業権に係る生産状況等の報告について（照会）（令和 6 年 9 月 26 日付け 6 生流第 2633 号）」

（2）報告方法：漁業法第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則第 28 条第 2 項に定める事項について書面により報告

（3）対象期間：内水面共同漁業権（令和 5 事業年度）、内水面区画漁業権（令和 5 年）

4 報告結果

別紙 1～4 のとおり。

- ・別紙 1 資源管理状況等の取組み一覧（令和 5 事業年度）
- ・別紙 2 遊漁承認証発行枚数（令和 5 事業年度）
- ・別紙 3 目標増殖量に対する漁場別増殖実績（令和 5 事業年度）
- ・別紙 4 生産状況の概要（令和 5 年）

資源管理状況等の取組み一覧（令和5事業年度）

基本情報		行使の状況			取組み状況		
免許番号	漁業協同組合	組合員数 ※1	福島第一原子力発電所の事故の影響により行使なし	行使あり	目標増殖量 達成状況※4	目標増殖量 備考※5	主な取組み ※6
内共第1号	真野川	105	○		○		②
内共第2号	新田川・太田川	266	○		×	I	⑥
内共第3号	新田川・太田川		○		×	I	⑥
内共第4号	室原川高瀬川	606	○		△	I	②③⑤⑥⑦⑧
	泉田川	※2	○				
内共第5号	熊川	50	○		△	I	⑤⑥
内共第6号	富岡川	50	○		○		②③⑥⑧
内共第7号	木戸川		○		×	I	③⑥⑦⑧
内共第8号		185		※3	△	I	③⑥⑦⑧
内共第9号	夏井川	601		○	△	II	②③④
内共第10号	鮫川	538		○	△	II	①②③⑤⑦⑧
内共第11号	阿武隈川	4,629		※3	△	II	③
内共第12号	久慈川第一	1,147		○	○		①②③⑤⑧
内共第13号	猪苗代・秋元非出資			○	△	II	①②⑦⑧
内共第14号		324		○	△	II	①②
内共第15号	檜原			○	○		①②⑤⑦
内共第16号		103		○	○		①②⑤⑦⑧
内共第17号	西会津地区非出資	283		○	△	II	②③④⑦⑧
内共第18号	阿賀川非出資	463		○	△	II	②③⑦⑧
内共第19号	会津非出資	628		○	△	II	①③④⑦⑧
内共第20号	南会東部非出資	534		○	△	II	①③
内共第21号	只見川	286		○	△	II	①③
内共第22号	沼沢	43		○	○		①②③⑧
内共第23号	野尻川非出資	169		○	○		③
内共第24号	伊北地区非出資	143		○	○		①②③④⑦⑧
内共第25号	南会津西部非出資	434		○	△	II	①②③⑦⑧
内共第26号	檜枝岐村	139		○	○		②③
内共第27号	伊北地区非出資	143		-			
	檜枝岐村	139		○	△	II	④
	魚沼	2,064		○			②③④
内共第28号	檜枝岐村	139		○	○		①
	利根	1,179		-			①

- ※1 事業年度の前期末の組合員数
- ※2 泉田川漁協は、室原高瀬川漁協と組合員が重複しており、またサケの増殖事業のみを実施している
- ※3 東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、令和5事業年度において出荷制限の指示等により漁場の利用に制限
- ※4 ○全ての漁業権魚種で目標増殖量を達成、△一部の漁業権魚種で目標増殖量を達成、×未達成
- ※5 目標増殖量が未達成だった主な要因
- I 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響
- II 種苗確保及び増殖行為の困難（親魚の不漁、豪雨災害の影響等）
- ※6 資源管理状況等の報告結果に基づく取組み一欄
- ①資源維持に係る活動（産卵場造成等）、②漁場環境の整備（清掃・監視等）、③有害鳥獣対策、④外来魚駆除
- ⑤魚類調査、⑥放射能影響調査、⑦アウトリーチ活動、⑧地域参画

遊漁承認証販売枚数（令和5事業年度）

免許番号	漁業協同組合	合計 枚	年券 枚（うちアユ）	日券 枚（うちアユ）	備考
内共第1号	真野川	0	0 共通	0 共通	遊漁未再開
内共第2号	新田川・太田川	0	0 共通	0 共通	
内共第3号	室原川・高瀬川	0	0 共通	0 共通	
内共第4号	熊川	0	0 共通	0 共通	
内共第5号	富岡川	0	0 共通	0 共通	
内共第6号	木戸川	0	0 共通	0 共通	
内共第7号	木戸川	554	289 共通	265 共通	
内共第7号	木戸川（共通券）	0	0	0	年券：投網18枚、中学生9枚 高齢者・障害者等4枚含む
内共第8号	夏井川	542	341 共通	201 共通	年券：高齢者・障害者等含む
内共第9号	鮫川	1,759	692 共通	1,067 共通	年券：久慈川共通136枚含む （うちアユ）：鮎有り共通
内共第10号	阿武隈川	1,133	760 101	373 69	年券：中学生15枚、高齢者・障害者等8枚含む
内共第11号	久慈川第一	993	240 共通	753 303	年券：高齢者・障害者等3枚含む
内共第12号	猪苗代・秋元	3,628	420 -	3,208 -	年券：高齢者・障害者等4枚含む 日券：高齢者・障害者等7枚含む
内共第13号	猪苗代・秋元	983	33 -	950 -	
内共第14号	檜原	7,654	32 -	7,622 -	
内共第15号	檜原	87,530	910 -	86,620 -	年券：中学生等1枚含む 日券：中学生等31枚含む
内共第16号	西会津地区	272	98 -	174 -	
内共第17号	阿賀川	955	185 3	770 17	年券：高齢者・障害者等36枚含む
内共第18号	会津	879	107 23	772 100	
内共第19号	南会東部	3,462	877 16	2,585 387	年券：小学生等9枚含む
内共第20号	只見川	156	91 3	65 4	年券：中学生1枚含む
内共第21号	沼沢	408	91 -	317 -	年券：中学生等10枚含む、日券：中学生等6枚含む
内共第22号	野尻川	596	125 31	471 262	年券：高齢者・障害者等1枚含む 日券：高齢者・障害者等2枚含む
内共第23号	伊北地区	810	199 -	611 -	年券：高齢者・障害者等2枚含む 日券：中学生1枚含む
内共第24号	南会津西部	8,584	1,235 488	7,349 3,052	年券：小学生以下18枚、女性・障害者等78枚含む 日券：女性・障害者等463枚含む
内共第25号	檜枝岐村	3,203	551 -	2,652 -	年券：高齢者・障害者等15枚含む 日券：高齢者・障害者等46枚含む
内共第26号	檜枝岐村	379	93 -	286 -	日券：高齢者・障害者等2枚含む
内共第27号	檜枝岐村	0	0 -	0 -	自然公園法に定める特別保護地区のため採捕自粛
内共第28号	魚沼	3,479	358 -	3,121 -	新潟県内共第13号、同県内共第14号含む
内共第29号	利根	0	0 -	0 -	自然公園法に定める特別保護地区のため採捕自粛
福島県内漁業権者合計		124,480	7,369 665	117,111 4,194	
漁業権者合計		127,959	7,727 665	120,232 4,194	

令和5年度 目標増殖量に対する漁場別増殖実績

別紙3

漁業権免許者	漁業権魚種		R5年度 目標増殖量	実績		5年度 達成率(%)
	魚種名	単位		R4年度 (参考)	R5年度	
内共1 真野川 真野川漁協	こい	kg	21	42	42	200
	ふな	kg	21	42	42	200
	あゆ	kg	126	130	130	103
	うぐい	尾	560	1,400	1,400	250
	いわな	尾	1,680	2,800	2,800	167
	やまめ	尾	6,300	10,500	10,500	167
	わかさぎ	万粒	100	100	100	100
	うなぎ	kg	3	7	7	233
内共2 新田川 新田川・太田川 漁協	こい	kg	53	0	0	0
	ふな	kg	7	0	0	0
	あゆ	kg	180	0	0	0
	うぐい	尾	1,120	0	0	0
	いわな	尾	630	0	0	0
	やまめ	尾	8,400	0	0	0
	うなぎ	kg	4	0	0	0
内共3 太田川 新田川・太田川 漁協	こい	kg	18	0	0	0
	ふな	kg	7	0	0	0
	あゆ	kg	35	0	0	0
	うぐい	尾	560	0	0	0
	いわな	尾	630	0	0	0
	やまめ	尾	3,360	0	0	0
	わかさぎ	万粒	70	0	0	0
	うなぎ	kg	1	0	0	0
内共4 請戸川 室原川・高瀬川 漁協 泉田川漁協	こい	kg	28	60	60	214
	ふな	kg	28	60	0	0
	あゆ	kg	550	550	550	100
	うぐい	尾	1,400	5,000	5,000	357
	いわな	尾	4,620	10,000	10,000	216
	やまめ	尾	42,000	60,000	80,000	190
	わかさぎ	万粒	70	100	100	143
	うなぎ	kg	8	30	30	375
内共5 熊川 熊川漁協	あゆ	kg	120	50	50	42
	うぐい	尾	280	3,300	333	119
	やまめ	尾	5,040	0	0	0
内共6 富岡川 富岡川漁協	あゆ	kg	75	120	75	100
	うぐい	尾	2,360	800	2,666	113
	いわな	尾	1,260	2,100	2,100	167
	やまめ	尾	2,100	3,500	3,500	167
内共7 井出川 木戸川漁協	あゆ	kg	45	0	0	0
	いわな	尾	3,360	0	0	0
	やまめ	尾	3,360	0	0	0
内共8 木戸川 木戸川漁協	こい	kg	14	0	0	0
	あゆ	kg	250	500	250	100
	うぐい	尾	280	0	0	0
	いわな	尾	12,600	0	0	0
	やまめ	尾	14,700	0	0	0
	うなぎ	kg	6	0	0	0

漁業権免許者	漁業権魚種		R5年度 目標増殖量	実績		5年度 達成率(%)
	魚種名	単位		R4年度 (参考)	R5年度	
内共9 夏井川 夏井川漁協	こい	kg	70	10	10	14
	ふな	kg	105	60	60	57
	あゆ	kg	250	300	100	40
	うぐい	尾	8,400	21,000	21,000	250
	いwana	尾	2,100	3,500	3,500	167
	やまめ	尾	33,600	36,000	21,000	63
	うなぎ	kg	3	7	7	233
内共10 鮫川 鮫川漁協	こい	kg	46	91	91	198
	ふな	kg	46	91	91	198
	あゆ	kg	900	900	439	49
	うぐい	尾	3,640	20,000	14,500	398
	いwana	尾	4,200	7,000	4,200	100
	やまめ	尾	16,800	52,300	45,000	268
	うなぎ	kg	8	21	8	100
内共11 阿武隈川 阿武隈川漁協	こい	kg	1,400	1,840	2,320	166
	ふな	kg	525	0	609	116
	あゆ	kg	1,200	1,530	1,310	109
	うぐい	尾	56,000	167,000	56,000	100
	いwana	尾	23,520	26,700	30,050	128
	やまめ	尾	39,900	55,000	53,100	133
	わかさぎ	万粒	700	0	0	0
	うなぎ	kg	28	55	356	1271
内共12 久慈川 久慈川第一漁協	こい	kg	25	50	25	100
	あゆ	kg	750	1,300	750	100
	うぐい	尾	980	20,000	5,300	541
	産卵場	箇所	2	4	2	100
	やまめ	尾	25,200	68,500	39,300	156
内共13 猪苗代湖 猪苗代・秋元非 出資漁協	こい	kg	32	63	32	100
	ふな	kg	525	1,050	0	0
	うぐい	尾	37,410	95,000	40,000	107
	産卵場	箇所	1	2	2	200
	いwana	尾	10,500	17,500	17,000	162
	やまめ	尾	4,200	12,000	10,000	238
	うなぎ	kg	14	35	15	107
内共14 秋元湖 猪苗代・秋元非 出資漁協	こい	kg	18	0	18	100
	ふな	kg	18	0	0	0
	うぐい	尾	2,800	7,000	2,900	104
	いwana	尾	13,440	22,500	22,000	164
	やまめ	尾	9,240	15,500	15,000	162
	わかさぎ	万粒	1,470	4,570	3,030	206
内共15 小野川湖 檜原漁協	こい	kg	14	28	28	200
	ふな	kg	14	28	28	200
	うぐい	尾	1,400	3,500	3,500	250
	いwana	尾	5,040	8,400	8,040	160
	やまめ	尾	3,360	5,600	3,360	100
	わかさぎ	万粒	700	42	728	104
	うなぎ	kg	8	0	8	100

漁業権免許者	漁業権魚種		R5年度 目標増殖量	実績		5年度 達成率(%)
	魚種名	単位		R4年度 (参考)	R5年度	
内共16 檜原湖 檜原漁協	こい	kg	105	210	210	200
	ふな	kg	105	210	210	200
	うぐい	尾	16,800	42,000	42,000	250
	いわな	尾	22,260	37,100	22,260	100
	やまめ	尾	13,440	22,400	13,440	100
	わかさぎ	万粒	5,390	6,898	22,746	422
	うなぎ	kg	12	0	12	100
内共17 阿賀川 西会津地区非 出資漁協	こい	kg	175	350	175	100
	ふな	kg	175	350	0	0
	うぐい	尾	2,240	5,660	2,333	104
	いわな	尾	8,820	14,700	8,820	100
	やまめ	尾	5,460	9,100	5,460	100
内共18 阿賀川・日橋川 阿賀川非出資 漁協	こい	kg	350	800	1,136	325
	ふな	kg	350	700	0	0
	あゆ	kg	678	930	923	136
	うぐい	尾	14,000	41,600	55,667	398
	いわな	尾	16,800	32,275	37,028	220
	やまめ	尾	8,400	19,429	19,192	228
	わかさぎ	万粒	70	70	70	100
内共19 大川 会津非出資漁 協	あゆ	kg	1,337	1,900	860	64
	うぐい	尾	1,420	6,300	1,420	100
	産卵場	箇所	2	4	2	100
	いわな	尾	21,000	29,411	4,000	19
	やまめ	尾	12,600	17,857	8,750	69
	わかさぎ	万粒	70	200	100	143
	うなぎ	kg	3	8	3	100
内共20 大川 南会東部非出 資漁協	こい	kg	105	210	110	105
	あゆ	kg	855	985	400	47
	うぐい	尾	1,600	4,000	1,600	100
	産卵場	箇所	2	5	2	100
	いわな	尾	21,420	29,977	40,309	188
	やまめ	尾	15,540	23,744	22,722	146
	わかさぎ	万粒	700	0	200	29
内共21 只見川 只見川漁協	こい	kg	91	190	273	300
	ふな	kg	91	190	0	0
	あゆ	kg	126	250	126	100
	うぐい	尾	2,620	5,000	4,000	153
	いわな	尾	10,080	16,000	31,000	308
	やまめ	尾	6,300	10,500	11,124	177
内共22 沼沢湖 沼沢漁 協	ひめます	尾	19,320	0	110,000	569

漁業権免許者	漁業権魚種		R5年度 目標増殖量	実績		5年度 達成率(%)
	魚種名	単位		R4年度 (参考)	R5年度	
内共23 野尻川 野尻川非出資 漁協	あゆ	kg	300	350	300	100
	うぐい	尾	1,680	4,200	1,680	100
	いわな	尾	6,720	16,200	6,720	100
	やまめ	尾	6,720	11,200	11,200	167
内共24 只見川 伊北地区非出 資漁協	こい	kg	70	140	100	143
	うぐい	尾	1,350	4,000	4,000	296
	産卵場	箇所	1	3	3	300
	いわな	尾	14,700	25,000	15,000	102
	やまめ	尾	20,160	35,000	22,000	109
	わかさぎ	万粒	1,260	1,260	1,260	100
内共25 伊南川 南会津西部 非出資漁協	あゆ	kg	3,500	3,258	2,580	74
	うぐい	尾	10,560	30,000	11,667	110
	産卵場	箇所	4	3	4	100
	いわな	尾	67,200	115,000	137,000	204
	やまめ	尾	25,200	48,500	33,200	132
内共26 檜枝岐川 只見 川 檜枝岐村漁協	いわな	尾	18,900	107,000	100,000	529
	やまめ	尾	4,200	30,000	30,000	714
内共27 大鳥湖・奥只見 湖・只見川 檜枝岐村、伊北 地区非出資、魚 沼漁協	こい	kg	105	430	105	100
	ふな	kg	70	160	70	100
	うぐい	尾	3,360	25,000	35,000	1042
	いわな	尾	14,280	94,840	68,290	478
	やまめ	尾	14,280	83,000	65,000	455
	わかさぎ	万粒	140	140	0	0
内共28 尾瀬沼 沼尻川 檜枝岐村漁協 利根川漁協	いわな ※1	尾	2,520	4,270	4,270	169
	やまめ ※1	尾	1,260	9,310	9,310	739
合 計	こい	kg	2,740	4,514	4,735	173
	ふな ※2	kg	2,087	2,941	1,110	53
	あゆ ※2	kg	11,277	13,053	8,843	78
	うぐい	尾	172,820	511,760	311,966	181
	産卵場	箇所	12	21	15	125
	いわな	尾	308,280	622,273	574,387	186
	やまめ	尾	351,120	638,940	532,158	152
	ひめます	尾	19,320	0	110,000	569
	わかさぎ	万粒	10,740	13,380	28,334	264
	うなぎ	kg	98	163	446	455

※1 H20より産卵場造成(尾数に換算し表記)

※2 目標増殖量達成率が低い主な理由

ふな:種苗不足のため

あゆ:種苗単価上昇等による資金不足のため

生産状況の概要（令和5年）

免許番号	漁場の区域	漁業の名称	取上数量（kg）
内区第1号	大谷池	こい養殖業	0 ※1
内区第3号	大池	こい養殖業	30,000
内区第4号	上ノ池	きんぎょ養殖業	0 ※1
内区第5号	善宝池	こい養殖業	0 ※1
内区第6号	五百淵池	こい養殖業	0 ※3
内区第7号	酒蓋池	こい養殖業	0 ※3
内区第8号	美女池	こい養殖業	17,000
内区第9号	鎌倉池	こい養殖業	0 ※3
内区第10号	新池	こい養殖業	0 ※3
内区第11号	荒池	こい養殖業	14,000
内区第12号	知行池	こい養殖業	0 ※1
内区第13号	海道池	こい養殖業	0 ※1
内区第14号	大久保池	こい養殖業	0 ※1
内区第15号	万海池	こい養殖業	0 ※3
内区第16号	馬場池	こい養殖業	0 ※1
内区第17号	葉ノ木池	こい養殖業	0 ※2
内区第18号	新高野池	こい養殖業	0 ※2
内区第19号	高野池	こい養殖業	0 ※2
内区第20号	かつぎ下ため池	こい養殖業	1,200
内区第21号	長池	こい養殖業	0 ※1
内区第22号	新池	こい養殖業	15,000
内区第23号	大久保池	こい養殖業	0 ※1
内区第24号	三本木南池	こい養殖業	0 ※1
内区第25号	三本木北池	こい養殖業	0 ※1
内区第26号	七ツ池	こい養殖業	40,000
内区第27号	釜の前池	こい養殖業	30,000
内区第28号	北沢ため池	こい養殖業	100,000
内区第29号	山田池	こい養殖業	20,000
内区第30号	堂尻ため池	こい養殖業	20,000
内区第31号	本沢池	こい養殖業	15,000
内区第32号	延命池	こい養殖業	0 ※1
内区第33号	上の池	こい養殖業	20,000
内区第34号	笹平池	こい養殖業	40,000
内区第35号	真米池	こい養殖業	13,000
内区第36号	北の内池	こい養殖業	4,000
内区第37号	松房池	こい養殖業	0 ※3
内区第38号	牡丹池	こい養殖業	4,500
内区第39号	赤坂ため池	こい養殖業	150,000
内区第40号	黒森ため池	こい養殖業	0 ※1
合計			533,700

※1 令和6年1月1日の漁業権免許において、漁場計画から除外

※2 令和6年1月1日の漁業権免許において、新規漁業権者に免許

※3 一時的に休止中（生産の都合等）

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会

日時：令和6年10月31日（木）

14:30～17:00

場所：山形国際ホテル 5F 「鳥海」
(山形市香澄町三丁目4番5号)

次 第

1 開会

2 挨拶

(1) 主催者（開催県）挨拶

山形県内水面漁場管理委員会 会長 國方 敬司

(2) 来賓挨拶

水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 鵜澤 麗 様
山形県農林水産部長 星 里香子 様

3 議長選出

4 議事録署名人選出

5 議事

(1) 令和6年度提案項目（案）について

- ア 第7漁場管理対策検討会結果について
- イ 提案項目（案）に係るアンケート調査結果について
- ウ 提案項目（案）に係る重点課題集計結果について
- エ 提案項目（案）の検討及び追加提案項目について

(2) ブロック内照会・協議事項について

- (3) 全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員について
- (4) 次回東日本ブロック協議会開催県について
- (5) その他

6 研修（情報提供）

(1) 都道府県漁業調整規則の改正について

水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 鵜澤 麗 様

(2) 山形県におけるカワウ対策について

山形県内水面漁業協同組合連合会 参事 桂 和彦 様

7 閉会

(1) 令和7年度提案項目(案)について

ア 第1回漁場管理対策検討会結果について

令和7年度提案項目素案

提案書(前書き)

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。 当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和6年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。 つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよりしくお願い申し上げます。 なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。	年度の時点修正 内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。 当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和7年●月●日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。 つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよりしくお願い申し上げます。 なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

I 外来魚対策について

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ぜらるようになり、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権938件中418件で外来生物による被害が発生しております。 このようなかで、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や被害が減少して、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	文章を一部整理するとともに、年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正 【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ぜらるようになり、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権938件中418件で外来生物による被害が発生しております。 このようなかで、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や被害が減少して、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる予算の確保拡充を図ること。	【農水省】 水産庁では、内水面水産資源被害対策事業において、平成24年度から国立研究開発法人・水産研究教育機構等に委託して効果的な駆除技術の開発を行っており、これまでに外来魚の生息・生息地域、季節、生息水域、季節に応じた防除対策を実施する内水面漁業者等が参照し易いよう取りまとめた4冊のマニュアルを作成して配布、周知しています。これらのマニュアルは、水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページにて公開しており、加えて、これらのマニュアルを活用して外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援しており、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。 【国交省】 その生息状況については、私どもも河川水辺の国勢調査においてその状況の把握に努めているところですが、河川管理団体としては、特に地元市町村、あるいはその都道府県の関係部局等とも連携して、特定外来生物への対応に努めているところですが、今後とも引き続きそのような連携をしながら対策に努めてまいりたいと考えています。 【環境省】 効果的な駆除技術等については、環境省では多様な主体により、オオクチバス等の効果的な防除が実施されるように、「オオクチバス等の防除の手引き」を平成21年に作成しておりまして、これを平成26年改訂したところです。現在も改訂を進めています。これを引き続き普及に努めてまいります。外来魚による被害状況については、環境省では主に生態系に係る把握に努めており、令和5年度には、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルという特定外来生物3種に関する生態系に係る被害の状況について、都道府県等からも情報収集を行いました。漁業に係る被害については、水産庁の方で把握されていると理解しております。 予算の確保については、環境省では、特定外来生物について生態系等の被害の防止を目的として、地方公共団体、都道府県や市町村が実施する防除の事業に関して、特定外来生物法等防除対策事業といういわゆる交付金によって地方公共団体の支援を行っています。外来魚による生態系に係る被害を抑えるために引き続き予算確保に努めてまいります。また漁業被害の対策予算については別途水産庁で措置されていると理解しています。	回答を受けて、文言を一部修正 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取り入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算の確保拡充を図ることを。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。	【農水省】 オオクチバスやブルーギルなどの特定外来生物については、特定外来生物法において許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命じることができている等の措置を講じており、この内容については、都道府県及び関係団体に周知しています。河川や湖沼における特定外来生物の密放流は、漁業関係者のほか釣り人のような方々をはじめとして一般国民からの情報提供によって明らかになる場合が多いことから、水産庁ではリーフレットをリニューアルして、一般の釣り人の多く集まるイベント・講習会、あるいは全国の釣具店で配布するなど特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。引き続き環境省と連携しましてこれらの方々や関係団体の協力が得られるように外来生物法の普及・啓発を推進していこうと考えています。 【環境省】 これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合には、管理者はその必要に応じて警察等と連携して適切に対処してきており、今後と同様に適切に対処してまいりたい所存です。また違法放流対策を目的として、環境省がオオクチバス等の防除をしている湖沼があり、そちらでは違法放流の防止のために、監視カメラの設置、注意看板の設置、普及啓発等を行っております。違法放流防止のためには、こういった取り組みに加えて、外来生物問題に関する一般の方の理解の向上や、取り締まりの強化、警察との協力体制の確保等が必要です。また市民の皆様の方の監視も必要であり、効果的だと思っておりますので、引き続き地方公共団体、警察、民間企業、民間団体と連携して普及啓発に努めてまいりたいと思っております。漁業関係者におかれましては、情報等を手入れしましたら、環境省の地方環境事務所や、水産庁、警察に積極的な情報共有をお願いいたします。	文言を一部修正 密放流行為を防止する禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を引き続き講ずること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。	【農水省】 漁業権の設定されていないダム等において適切な外来魚駆除等が実施されるよう引き続き外来魚の駆除対策を取りまとめたマニュアルの幅広い関係者への配布周知を進めてまいりたいと思っております。また内水面漁業に被害を及ぼす外来生物の駆除については、関係する都道府県や内水面漁協等と連携し、内水面水産資源被害対策事業により対策を実施していきたいと考えています。 【国交省】 私も河川管理者としては、河川管理上の支障となる場合に外来生物の防除や、あるいはその除去等に取り組んでいるところですが、また地方自治体あるいは漁業協同組合の方々とも連携をしながら、注意喚起の看板や外来魚の回収ボックスの設置、そして外来魚対策に関する学習会や、その駆除のイベントの実施等に取り組んでいるところですが、さらに平成25年の取り組みではありますが、河川における外来魚対策の事例集というものを作成して、ダムの管理者にも周知をしているところであります。このようなことを進めながら引き続き取り組んでいくことを考えています。 【環境省】 令和4年の9月に閣議決定した特定外来生物基本方針において、施設の管理者はその施設を適切に管理する責任を有していますので、その特定外来生物による生態系に係る被害の防止のための積極的な取り組みが期待されると明記されています。これを踏まえ、ダムやため池等を含む施設の管理者の方に積極的に外来魚対策を行っていただければと思います。また、ダムやため池等を含む施設という、国、地方公共団体、事業者の方、ダム管理者のいろいろな方が、どのように外来生物対策をしていけばいいかということを書いてある行動計画というアクションプランを、現在改定しております。その中にもしっかりと書き込むことにより普及啓発をしていこうと考えています。 また外来生物が新たな水域で発見されたときの対応に関しては、漁業被害の対策であれば水産庁になりますが、生態系の被害は環境省として、生態系被害防止外来種リスト等による普及啓発等も行っています。 このように、生態系の被害の大きさに応じた対策をしていき、そして国民の皆様にも、よく周知していくということを考えています。	文言を一部修正 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。

[illegible]

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
2 サギ類等による被害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。	【農水省】 水産庁では平成29年度より先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業を実施しています。本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環としてドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、河川にデグスを張ること等による漁業被害防止対策等について、マニュアルとして取りまとめ、水産庁ホームページで公表するとともに、全国に配布しているところです。このような技術情報の一部はサギ類等にも活用可能であると考えています。 【環境省】 サギ類の生息状況については、環境省の生物多様性センターというところがあり、こちらで全国で鳥類繁殖分布調査等を実施して繁殖状況を把握しています。ちなみ傾向としてはアオサギにはかなり拡大し、一方でコサギやアマサギはほどほどだと承知しています。内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。	R6年度と同文 サギ類等による被害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の被害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実にさせること。	【農水省】 水産庁ではカワウ等の被害による漁業被害の軽減・防止を図るため、内水面水産資源被害対策事業のうち内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。今年度においてもカワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を措置しているところ、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思います。 【環境省】 内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。	R6年度と同文 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の被害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実にさせること。

Ⅲ 魚病対策について

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。 しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエンドワジエラ・イクタリリ症が確認され、予断を許さない状況が続いています。 同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種になつていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。 また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えています。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	文言を一部修正 【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本方針である水産防疫対策要綱が策定(令和2年12月最終改正)され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されまふ図られました。 しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めて確認されたエンドワジエラ・イクタリリ症が現在も散見されている確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。 同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場においてで漁業権魚種になつていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。 また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えています。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1 アユの冷水病やエドワジエライクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病病原菌の時間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。	【農水省】 平成23年12月にアユ疾病に関する防疫指針を策定しています。それに基づいて天然の河川湖沼での病原体の蔓延防止、養殖場における疾病の被害の防止の対策を講じてきているところです。また食品安全政策課というところの事業になります。安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリー・サーベイランス研究推進委託事業という事業がありまして、そこで国内主要養殖業の重要疾病のリスク管理技術の開発というテーマで令和元年から5年までの研究事業をやっています。アユだと異形細胞性肥病の診断治療マニュアルの改訂や、ラッシュ病の診断マニュアルみたいなものも作成して、本年7月末以降事業のクロージングに手間取るのと遅くなってしまうかもしれませんが、ホームページに公表する予定にしているところです。冷水病については令和5年に天然水域で18都道府県、養殖場では12都道府県で発生しています。平成13年から15年ごろのピークに比べれば低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。またエドワジエライクタルリ感染症につきまして、令和5年ですと天然確認6件、アユ放流事業で2件、養殖場1件で保菌が確認されています。引き続き発生状況を注視していく必要があると考えています。河川環境中での保菌開始時期や感染源に関する知見等については平成31年度より魚類防疫技術等を取りまとめている水産資源保護協会のホームページで公表しているところです。 冷水病およびエドワジエライクタルリ感染症の治療薬は平成29年にプロロフェニコール製剤の効能拡大が承認され、現場でお使いいただいているものと承知しています。環境DNA技術解析などの技術を用いた河川内での原因菌の時間的な変遷や分布の把握については、また関係県と議論を深めてまいりたいと考えています。	文言を一部修正 アユの冷水病やエドワジエライクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に引き続き実施すること。 さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。
2 KHV病発生から20年が経過している。感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。	【農水省】 KHVの近年の発生件数は、我が国で初めてKHVが確認された当時に比べて大幅に減少しているところです。令和5年においては、既発生水域の養殖場から66施設の養殖場や加工場に818tの食用コイが移動したと承知しています。また関係都道府県からの要望を受けて、平成30年度より国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所において、コイ放流試験技術連絡協議会が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染魚を用いた既発生河川での暴露試験が行われています。放流再開に向けて継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきたいと思っています。 ただ未報告水域や陰性確認水系の蔓延防止のため今後も関係の皆さんにおかれましては、県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、蔓延防止措置の徹底をお願いします。	文言を一部修正 KHV病発生から20年が経過していること、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
3 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。	【農水省】 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するために水産防疫対策委託事業によって研究段階での基礎的な試験等を実施するとともに、希少疾病等動物用医薬品実用促進のための動物用医薬品対策事業、養殖業成長産業化提案公募型実証事業により開発段階での承認申請の資料作成に必要となる試験等の取り組みを進めているところです。去年の7月に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」との局長通知を改正し、承認できるワクチンにDNAワクチンやサブユニットワクチンといった新しいタイプのワクチンを追加したところです。 さらに、魚種をまとめたワクチンの承認についても検討してまいりますし、作りたいと考えています。	回答を受けて、文言を一部修正 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。では進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による承認や承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正されました。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。 しかしながら、内水面漁業で扱う魚種は少ないため、使用可能な医薬品も非常に少ない現状にあり、効能拡大による医薬品の頻回使用は薬剤耐性リスクもあることから、使用可能な多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されており、また、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。 このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	文言を一部修正 【趣旨】 平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されており、また、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。 このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除き・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく魚類の生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。	【農水省】 森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。 また、造林・間伐等の森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等に推進するための予算措置をしているところです。また林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において、森林整備保全を行う漁場保全の森作り事業にも取り組んでいるところです。さらに森林計画制度のもとで市町村が策定する市町村森林整備計画における山地災害防止機能、土壌保全機能や森林涵養機能などが重視すべき機能に並び、伐採等による森林の流出防止機能に基づく指導、森林経営計画の認定等により適正な造林、保育・伐採等の森林整備を確保しています。 伐採造林届出制度においては令和4年度より適正な伐採と更新、更新というものは木を伐った後、また改めて苗木を植えて森作りを行うことですが、それらの確保のため伐採後の報告の追加等に取り組んでいるところです。加えて、漁場の方に土砂および流木等の流入が発生した場合には、まずは河川管理者へご相談していただきたいと思いますところですが、水産庁の事業である水産多面的機能発揮対策事業での対応も可能です。今後ともこれらの事業の推進や適切な運用により森林の有する水源涵養機能の維持増進および土砂や流木の流出防止の対策に努めていきたいと考えています。 【国交省】 河川管理者として総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保そして多自然等の取り組みを引き続き進めていきまして、河川環境の保全にこれからも努めていきます。また河川管理上支障となる場合においては土砂および流木等の除去に努めているところです。 河川環境にとって望ましい流量の確保に向けては、河川流況のモニタリングを継続的に実施するとともに、ダムから正常な流水の正常な機能を維持するための補給を行っている。またそれに加えて必要に応じて関係機関と連携して、水利利用の調整に取り組んでいるところと成る。さらに一部のダムにおいてはダムの下流河川の環境改善を目的として、地元の関係者、学識者等から成る検討会を設置の上、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で調節容量の一部に流水を溜めまして、それを効果的に放流するという弾力的な運用を実施していくところです。そういった取り組みを引き続きモニタリング、様々な検討を踏まえながら進めていくところです。そしてもう一つ、我々を取り巻く状況もいろいろ変化が出てきている、気候変動しかり、かたや例えば民間企業のようなところも踏まえて、今後さらにこの河川環境に取り組む始めているところもあります。そういった状況の変化を踏まえて、今後さらにこの河川環境全般についての取り組みを強化していくことを目指して、今年の2月から生物の生息・生育・繁殖の場所としてもふさわしい河川整備のあり方について検討会を開催して、この5月に、その有識者による提言を取りまとめたいただけたところと成ります。その提言には、河川環境を今後より良くしていくためのことを全般的なことが書かれており、これを踏まえて、我々としても河川環境全体の総合的な取り組みを強化、加速化していきたいと考えているところです。	文言を一部修正 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除き・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく魚類の生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。 特に水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被覆された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出して、速やかに国は水産生物への影響を最新の科学的に調査するとともに実効性のある対策を講ずること。	【農水省】 徐放性肥料であるプラスチック被覆肥料については、使用後の被覆殻が圃場から流出し、河川に流出することにより環境汚染の要因になっているという点については承知しています。これに対応し、全国においてプラスチックの流出実態調査を実施してきたところですが、令和5年度にも、同様の実態調査を実施しており、一定程度の成果が得られています。これに加えて、全農等をはじめとした事業関係団体が、2030年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業に方向転換することを目標とし、達成に向けた取組内容を公表しており、我々としても技術の周知や、現場への取組について後押しをしてまいりたいと考えています。 農薬取締法に基づき登録された農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省が担当しますが、河川等の水生生物に被害が生じないよう、登録基準というものを設定しております。それに基づいて管理しているところですが、定められた使用方法を守って農家が使用していただく限り、問題が生じることはないものと考えています。なお農薬取締法において、最新の科学的知見に基づきまして全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度を導入して、現在、順次再評価の手続きを進めているところです。この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても改めて評価を行うこととなっており、再評価の結果に基づき、農薬の安全性の一層の向上を図ってまいります。 【環境省】 陸水生物の保全に関する環境基準や排水基準の設定については、科学的な知見等の収集に努めて検討してまいりたいと考えているところです。特に湖沼については、ずっと有機汚濁の影響があり、最新の情報としてCODというものが使われておりますけれども、環境基準達成をした水域は閉鎖性水域だという事情もありますので、窒素・リンによって富栄養化しやすいという状況があると認識しています。アオコ等の発生によって水道の異臭や水産物の被害等大きな支障が生じています。このため平成28年3月に、底層を利用する水生生物の個体群の維持、場の保全再生を目的とした底層溶存酸素量(底層DO)の基準を新しく湖沼や海域の環境基準項目として設定しまして、これまでに複数の湖沼や海域で類型の指定をしたところです。引き続き関係機関と連携して、生物の生息環境評価や維持回復を目指すような施策を水域ごとに地域の特性に応じて実施したいと考えています。 農薬については、農薬取締法に基づき、定められた方法で登録を受けた農薬を必要に応じて環境に対する安全性が確認された上で、農林水産大臣による登録を受けなければ販売等ができない。そういった制度の中で我々環境省は、環境保全の観点から個別の農薬について魚類、甲殻類等、藻類等のいわゆる生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で登録を完了判断する基準というものを定めています。また現在既に登録されている農薬について、その最新の科学的知見に基づき評価を順次進めているところであり、引き続き農薬の安全確保に努めていきたいと考えています。 徐放性の肥料等被覆膜としてのプラスチックについては、環境省ではその流出実態を把握するための研究の支援をすると同時に、河川で調査を行っています。ただ我々が調査できる地点には限りがある中で、河川のマイクロプラスチックの調査のガイドラインを作成し、今年から地方の環境研究所等でももらえるよう研修事業を行い、それぞれの地域で実態把握してもらえよう工夫をしています。こちらからも引き続き研究の支援と調査、調査を促進する取組をしていきたいと思っています。	文言を一部修正 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。 特に水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被覆された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出して、速やかに国は水産生物への影響を最新の科学的に調査するとともに実効性のある対策を講ずること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
3 大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育成など水生生物の隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。	【農水省】 土地改良事業によって河川工作物である頭首工の新設または更新を行う際に、土地改良法に定められた環境との調和への配慮、これを踏まえて、当該河川に生息する魚類等の遡上・降下できるように漁道の整備に努めてまいります。また魚道が未整備、または設置されているけれども河川の流水・損傷、河床の低下などによって、魚類の遡上に障害になっているような頭首工に関しては都道府県等が行う魚道整備に対して支援を行っているところと見受けられます。災害復旧を行う際には自然の保全に配慮したという工夫によって復旧することが可能であり頭首工を原形復旧することが、魚類の遡上に影響を与えない場合、関係者との意見交換を行い、これらの取り組みを進めてまいりたいと考えています。 【国交省】 今の河川行政の中では、この近年の頻発化、激甚化する水災害を踏まえて、治水に関する計画については、将来の気候変動を考慮した目標値を設定して、対策の強化を図っているところと見受けられます。計画の見直しも順次進めているところと見受けられます。当然その河川整備や改修の実施にあたっては、これまでも当然取り組んできたこととありますが、魚類にとっても良好な河川環境となるように、川が本来有している生物の生息繁殖環境を保全、創出するというところで、多自然川づくりを進めているところと見受けられます。 また災害復旧事業におきましても、多自然川づくりということで、美しい山河を守る災害復旧基本方針を定めまして、その運用を図っているところと見受けられます。引き続き学識経験者や地域の関係者のご意見も踏まえながら、この多自然川づくりを通じて、生物の生息の保全に取り組んでいきたいと考えております。	回答を受けて、文言を一部修正 近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育成など水生生物の隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
4 オオカナダモ、ミズワタクチベルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。	【農水省】 ミズワタクチベルケイソウについては令和3年度から水産庁委託事業により、生息状況の調査や殺藻手法、判別手法の開発を実施しており、それらの成果を外来魚対策マニュアル等に取りまと令和6年2月に公表したところです。令和6年度においても引き続き繁殖要因の解析や漁場への影響調査を実施することとしています。ミズワタクチベルケイソウは自然環境下で繁殖した場合は、抜本的な対策は困難であり、生息域が拡大しないようにミズワタクチベルケイソウに触れたものを食塩水に浸す等の対策を講じるよう呼びかけており、引き続き対策技術の開発・情報発信に取り組んでいきたいと考えています。また、提案事項にございましてオオカナダモおよびカワシオグサ等の対応については、研究機関と相談してまいります。 【国交省】 河川管理者としては、河川管理上の支障となるという場合に外来植物の防除、除去に取り組んでいるというケースがございます。引き続き地元各市町村ですとか、あるいは都道府県関係部局と連携しながら、その外来植物への対策に取り組んでいく所存です。 【環境省】 オオカナダモ、ミズワタクチベルケイソウ、カワシオグサについては、特定外来生物の指定を受けておりませんで、現時点で環境省が直ちに何らかの対策を取ることとは困難です。ただオオカナダモについては「生態系被害防止外来種リスト」に含まれており、これにより、捨てない、広げないという適切な行動を広く国民の皆様様に呼びかけています。最近だと皆様ナガエツルノゲイトウとかオオバナミズキンバイといったものを結構気にされていると思いますが、「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」を作って、それを最近更新したものがホームページに載っていますが、こういったものも、皆様に活用いただいています。	文言を一部修正 オオカナダモ、ミズワタクチベルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖拡大は、河川湖沼の在来生態系への脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題である深刻な問題となっている。 このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除除去・防除方法の開発を進め、その異常繁殖拡大の防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
5 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。	【農水省】 水産庁では水産多面的機能発揮対策により内水面漁業関係者が地方自治体等と連携して実施する河川清掃など環境保全活動を支援しています。また、同対策では児童生徒を対象とした自然体験学習や一般の方を対象とした環境保全活動の事例を紹介するシンポジウム等を開催し、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続きこうした取組を推進してまいります。加えて、内水面では同一地域において、漁業や資源増殖の取組み、遊漁、ラフティング等のレジャー活動等の様々な活動が行われていることから、関係者間における水面利用のルール形成のための協議会を設置することが可能であることが、内水面漁業振興法で定められているところです。河川の利用マナーにおける課題が生じた際には、当該枠組を活用していただくことも水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えているところです。 【国交省】 各河川事務所におきまして水生生物調査や水質調査等によって現地の学習の機会を提供しているところですが、引き続き子供たちが河川で学ぶ機会をもてるように関係機関と連携しながら取組を進めていく所存です。また河川管理上必要な場合、アクセスしやすいことですが、関係機関と連携をしながら、河川管理用通路や、あるいはスロープの整備等の水辺にアクセスしやすいような環境の整備にも引き続き取り組んでいきます。河川の利用マナーについては、パンフレットによる啓発や巡視による対策を行っていくという状況です。 【環境省】 昨年6月からアカミミガメとアメリカザリガニを条件付き特定外来生物に指定しました。これによってアカミミガメとアメリカザリガニに対する国民の関心が高まっています。これを好機と捉えまして、我が国本来の自然環境の価値や、これら特定外来生物がもたらすような問題、または、どういふふうに適切に取り扱うのか、こういったことを引き続き発信していきたいと思っています。具体的には、チラシやイベント、さらに管理所のWebサイトそしてYouTubeといったSNSです。インフルエンサーとかYouTuber等の影響力の大きい人と一緒に、アメリカザリガニ、アカミミガメ最後まで死ぬまで飼いまし、獲って来た場合には飼ってもいいけれども絶対逃がしてはいけない、広めてはいけない、こういったことを普及啓発する等のことを、様々な方々と連携して行っておりますので、こういったことで今後もやっていきたいと考えております。	文言を一部修正 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
	【文科省】 豊かな環境を維持創出しながら、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要だと考えています。このため文部科学省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」およびその基本方針があります。これらの趣旨に基づきまして、環境省を初めとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な政策に取り組んでいくところで、大きな動きとして、基本方針の改定を、関係省庁と行っており、この中で、自然体験活動の重要性について改めて認識して強調しています。加えて、体験活動の推進を含めた環境教育の推進に関する事務連絡を同日に発出しました。環境教育や周知啓発が重要だと考えています。また、メルマガ等の活用、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育の担当に対する情報提供を行っています。さらに関係省庁の環境担当部局に対する説明会等に文部科学省が参画してのESD教育(持続可能な開発のための教育)等、環境教育に関する様々な周知に取り組んでいるところと進めていきたいと考えています。 学校の取り組みをしっかりと進めていくためには、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科などの特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しています。また自然環境保全や外来生物につきましては、例えば中学校理科の学習指導要領において、身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識することと規定しています。その内容の取り扱いとして気候変動や外来生物についても触れることとしています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を実施推進するリーダーとなる教職員等を養成するための研修を実施しておりますが、文部科学省におきましてもその事業の周知を協力しているところとございます。また学校におけるアカミガメやアメリカザリガニの取り扱いなどの外来生物の取り扱いにつきましては、環境省が所管する「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえて、令和5年5月に文部科学省からも事務連絡を発出したところです。引き続き学習指導要領の趣旨内容の周知徹底を図りつつ関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいりたいと思います。	

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
6 濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の清流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講ずること。 一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマージ化が発生し、アユや清流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となつて河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講ずること。	【農水省】 農林水産省の所管ダムでは、下流河川への放流にあたって、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じて選取取水などを行っているところ。引き続き地元関係者とも協議しつつ、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応していきたいと考えています。 【国交省】 国交省所管ダムにおいては、必要に応じて対策設備を設置して、特にその洪水の後においては濁水の調査を行ってきています。引き続き地元の関係の皆様と協議をしながら、設備の運用の改善、あるいはその追加的な対応を検討する等、適切に対応していきたいと考えています。下流の関係者との調整をしっかりと図っていきながら、ダムの堆積土砂の下流への置き土等による土砂還元等の取り組み等を進めているところであり、引き続き取り組みでいく所存です。河川の生物に関しては、ダムの下流も含めて河川水辺の国勢調査においても、モニタリングに努めていく所存です。	アユだけでなく、水生生物全般にかかる文言とするため、文言を一部修正 濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の清流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講ずること。 一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマージ化が発生し、アユや清流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となつて河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講ずること。
7 天然湖上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。	【農水省】 水産庁では令和5年度から資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業において海洋生活期に着目したアユの遡上量予測技術の開発等を進めています。また、浜の活力再生促進交付金により都道府県水試が実施するアユの遡上量調査等を継続的に支援しています。引き続き、世の中のニーズや研究現場からの提案を踏まえつつ、必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。	文言を一部修正 天然湖上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。	【農水省】 水産庁では資源回復のための種苗育成放流事業において、豪雨災害等により変化した内水面漁場に適用できる環境改善技術の開発等を行っているところ。今後とも関係者と連携しつつ、気候変動の影響への対応に資する取り組みを進めていきたいと考えています。 【環境省】 環境省においては、気候変動適応法に基づきまして、最新の科学的知見を踏まえて、概ね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとして、直近では令和2年12月に公表しました。気候変動の影響の評価については、例えば、農林水産業分野ですとか、健康分野等7分野を対象にしており、次期の影響評価に向けては、内水面漁業も含む農林水産業への影響に関する論文等の科学的知見の収集・整理等を今進めているところです。次の気候変動影響評価の取りまとめについては、令和7年度の冬頃を予定しております。	文言を一部修正 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講すべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。 淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		文言を一部修正 【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講すべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。 淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案		R7年度提案素案(8/23時点)
1	淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことにより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多しことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	R6年度と同文 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことにより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多しことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
回答、状況等 【農水省】 水産庁では原発事故直後から淡水域と海域の両方で水産物中の放射性物質の検査を実施しています。その検査結果については、水産庁ホームページに掲載しています。掲載に加え、2番でも御提案いただいているとおり、様々なイベントなどがある機会をいただき講演などを行い、一般の方に対し検査結果の周知を行っています。周知を継続する理由は、原発事故直後の状態で情報が止まってしまうという方もいらっしゃるため、そういう方々に現在では放射性物質の濃度は減少しており心配はない旨の情報発信を続ける必要があると考えているためです。降雨等による影響把握については、環境省が実施していると思いますが当然魚だけではなく、餌生物についても研究の対象として放射性物質の濃度の測定を実施しているところですが、今後とも関係自治体と連携し、放射性物質の実態把握と、安全な水産物の供給に万全を尽くしてまいります。 【環境省】 淡水魚類については国際放射線防護委員会という科学委員会が定める考え方に従って、メダカについて放射線の影響調査を実施しています。最新の調査では放射線影響を懸念する必要性は低いと考えられる程度の数値になりましたが、影響を長期的に把握するための調査を今後も実施してまいりたいと考えております。		

R6年度提案	R7年度提案(8/23時点)
2 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染を示さない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。	R6年度と同文 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染を示さない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。
3 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各段階現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を検討すること。	回答を受けて、文言を一部修正 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各段階現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を検討すること。

R6年度提案書

R7年度提案素案(8/23時点)

回答を受けて、一部修正

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっており、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このようなか、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する

「法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及

更に、國法により、うなぎ養殖業者の許可制のが導入せられ、令和

22年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とさ

管理の取組が、つなぎ養殖業管理団体の設立などにより全国的な資源

冒理の取組みが進められているところです。
また、本連合会においても平成29年5月1日に「ウナギの資源管理に

系る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協

同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報

[illegible]

内水国漁業協同組合が三米ツノキ資源の維持増入のため、種

の不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっ

生産技術は、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生んでいますが、さらに増えるものではないかと、大畠生

産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に

頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、上記の事項について提案いたします。

R7年度提案素案(8/23時点)

R6年度と同文

ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。

また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。

回答、狀況等

R6年度提案書

ニホンナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。

また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。

【農水省】

平成22年から24年まで連続して不漁となり、養殖池への池入れ数量が大きく減少したことから、水産庁では、平成24年6月にウナギ養殖事業者向けの支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。これをベースとして国際的な取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みの下、中国、韓国、台湾とともに、ウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組んでおり、加えて国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業、ウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源回復を推進しているところ です。今後とも国内外の取り組みを両輪として、ニホンウナギの資源回復の取り組みを進め、資源の回復に努めてまいります。

また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第5種共同漁業権対象魚種としてのうなぎの増殖義務の履行について」として技術的助言を奏出しています。簡単に言うとうなぎは度綱に向かうウナギなどの漁獲量規制や海面におけるウナギの漁獲抑制に関して関係者による検討を促進していただくところです。現在自主的な取り組みを含めまして27都府県で実施されており、これらの取り組みがより進むように関係者への周知に努めていきたいと考えています。

R6年度提案書	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関との連携体制を充実させるため、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。	【農水省】 シラスウナギの流通の透明化の推進と違法採捕に対処についてです。シラスウナギの資源管理につきましても、採捕者に対しては、採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合にはその出荷先に出荷することの義務付け、これらのことを都道府県に対して助言しているところですが、採捕数量の報告徹底されるように、正しく報告をしなければならぬように、翌年漁期の許可の優先順位を劣後させる等の処分を強化するよう記載しています。加えて、未報告を発生させる要因の再点検等につきましても、都道府県に検閲をお願いし取組の強化を図っています。また、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とその以外の者を区別するための写真付き証明書の発行、あるいはワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化などを求めているところですが、改正漁業法におきましては、許可や漁業権に基づかず特定水産動植物の採捕を行った場合の罰則が3年以下の懲役または3千万円以下の罰金と大幅に強化され、シラスウナギについては令和5年12月から適用されているところですが、密漁防止対策につきましても各都道府県、海上保安庁、警察庁等の関係機関が関係漁業者と連携して情報共有、漁業者による監視、パトロールなどの総合的な対策を行っているところですが、引き続きこのような総合的な密漁対策に取り組みでいきたいと考えています。さらに、令和7年12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されることになって、この法律による漁獲番号や取引記録の伝達などの義務が円滑に履行されるように利便性が高いトレーサビリティシステムを設計、現在開発を行っているところです。引き続き、トレーサビリティシステムの開発及びシラスウナギ流通関係者へのシステムへの普及、制度の周知に努めてまいります。これらの対策の浸透を図って、シラスウナギの流通の透明化、そしてウナギ資源の管理に取り組んでまいりたいと考えています。	回答を受けて、文言を一部修正 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関との連携体制を充実させるため、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。	【農水省】 水産庁では以前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っています。令和2年度からは資源回復のための種苗育成放流手法検討事業を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や産卵回遊の期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところです。引き続き関係者と連携しつつ、適切な放流手法の確立等に取り組んでまいります。	R6年度と同文 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。
4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。	【農水省】 ウナギについては平成26年度から水産庁委託事業によりまして、人工種苗の大量生産技術の開発を行っているところです。本委託事業を実施するコンソーシアムに委託していますが、その中には静岡県、愛知県、宮崎県、鹿児島県の各水産研究機関にも加入していただいております。水産機構から親魚養成や種苗飼育についての技術普及を行ってきたところですが、そういった状況で、社会実装に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。	文言を一部修正 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R6年度提案書		R7年度提案書(8/23時点)	
【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このようなか、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持され、内水面漁業の振興に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となつていきます。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このようなか、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。 また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持され、内水面漁業の振興に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となつていきます。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	
R6年度提案書		R7年度提案書(8/23時点)	
回答、状況等		R6年度と同文	
1	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	
2	独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	R6年度と同文 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	

エ 提案項目（案）の検討及び追加提案項目について

千葉県内水面漁場管理委員会

茨城県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会

(別紙様式 1)

令和 7 年度中央省庁提案項目素案に係る意見について

都道府県名 千葉県

項目名 及び 小項目	提案書の前書きの一部文言の修正
意見の内容 及び理由	(意見の内容) 提案書の前書きに、内水面漁業の地域に根ざした水産物の供給機能や、河川湖沼の多面的機能の保全などの国民生活と密接に関係する重要性を総括的に記載することを検討いただきたい。 (上記意見を述べる理由) 現状の提案書は、前書きに委員会の説明と提言提出に至る過程の整理、その後は個別課題の提案項目の整理となっており、前書き部分に総括的な内水面漁業の重要性を記載することで個別の提案項目を強く打ち出すことができると思慮するため。 【参考追記案】 内水面漁業は、古くから地域の文化に根ざした特色ある水産物を供給する機能のほか、資源の増殖や漁場整備等の取組を通じて、自然環境の保全、気候変動に伴う災害の軽減、地域創生等の課題において複合的な役割を果たしており、これら機能等が将来にわたって適切かつ十分に発揮されることが国民生活を豊かにする上で重要であります。

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における

令和7年度提案項目（案）についての意見

茨城県内水面漁場管理委員会

件 名	「I 外来魚対策について」へのミシシippアカミミガメの追加
要旨（提案理由） ミシシippアカミミガメ（通称：ミドリガメ）は、ペットとして飼育されていた個体が野外に放たれること等により広く全国に分布し、在来のカメ類や水生植物、魚類、甲殻類等に影響を及ぼしていると推定されている。 このため、環境省において本種は平成27年に「緊急対策外来種」に位置付けられ、さらに昨年6月には「条件付き特定外来生物」に指定された。 本種は本県の河川湖沼にも生息が確認されているが、特に牛久沼においては近年、同種の急増がみられるとともに、時期を同じくして魚類等の産卵床として重要なガマやヨシなどの水生植物帯が急激に減少していることから、本種による水生植物帯への食害と推測されている。 このため、平成30年度から地元市、地元漁協等が中心となって同種の駆除を進めてきたが、予算が限られることなど効果は限定的となっているため、同種の繁殖力の強さを考慮した駆除手法の見直しや、適切な対策が実施できるような事業とさらなる予算の確保が必要となっている。	
提出案（修正案） ミシシippアカミミガメに関し、令和7年度提案項目素案のうち、「I 外来魚対策について」の【趣旨】及び小項目1に、下線部分をそれぞれ追記する。 I 外来魚対策について 【趣旨】 …（前略）…また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。<u>さらに、ミシシippアカミミガメについても令和5年6月に条件付き特定外来生物に指定されました。</u> …（後略）… （小項目1） オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚や<u>ミシシippアカミミガメ</u>の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取り入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに…（後略）…	

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における

令和7年度提案項目（案）についての意見

福島県内水面漁場管理委員会

件 名	「Ⅲ 魚病対策について」のうち、コイヘルペスウイルス病に係る修正提案意見
要旨（提案理由） 令和7年度提案素案中、「Ⅲ 魚病対策について」の小項目2における修正文章案は「KHV 病発生から20年経過したから、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限の解除へ向かいましょう」のように、20年経過したことが重要であるというように読めたが、経過年数が重要なのではなく、本項目で大切なのは後半部分と思慮される。	
提出案（修正案） 前半部分は「KHV 病発生から20年が経過し、発生件数は大幅に減少していることから、コイ資源の再生に向けて・・・」とする文章の方が適当ではないかと考える。 あるいは、令和6年度提案文章のままの方が良いのではないかと思慮する。	

全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員について（案）

都道県名	第17期 H17～H20	第18期 H21～H24	第19期 H25～H28	第20期		第21期 R3～R6	第22期 R7～R10
				H29・H30	R1・R2		
北海道	監事			監事	会長		
青森県				会長	監事		
岩手県			監事				副会長
宮城県			理事 (対策)				
秋田県	副会長					監事	
山形県		理事 (表彰)				理事 (対策)	
福島県		副会長					理事 (表彰)
茨城県			副会長				監事
栃木県		監事				副会長	
群馬県	理事			副会長	理事		
千葉県	会長					理事 (表彰)	
東京都			理事 (表彰)				理事 (対策)
神奈川県				理事	副会長		

全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会 開催予定（案）

			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
東 日 本 ブ ロ ッ ク	旧 北 海 道 ・ 東 北	北海道					
		青森県					
		岩手県			議事録 署 名		
		宮城県				議事録 署 名	
		秋田県					議事録 署 名
		山形県				協議会 開 催	
		福島県		書 面 開 催			
	旧 関 東	茨城県					
		栃木県			協議会 開 催		
		群馬県			議事録 署 名		
		千葉県				議事録 署 名	協議会 開 催
		東京都	書 面 開 催				議事録 署 名
		神奈川県					